

漁港の使用方法別の申請にあたって

船揚場（斜路）を使用したいとき

- ・ ボートトレーラーによる一般的な利用形態です。
- ・ 1日から7日間まで使用できます（長期間使用も可能です）。
- ・ ボートトレーラーで船揚場（斜路）を使用する場合は「ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項」を添付してください。

平成24年度受付までは「連続する7日間以内の日数」でしたが、平成25年度より、使用開始日より1ヶ月未満の場合に限り、「連続しない7日間以内」（飛び石連休や毎週土日使用のみ等）の使用でも、1枚の申請書で申請できます（従来「連続しない日数」の場合、各日数ごとの申請書を必要としていました）。

詳しくは、巻頭、「短期間使用」（P3）を参照してください。

岸壁、防波堤などに係留したいとき

- ・ 主に長期間の使用で、最長1年まで使用できます。
- ・ 長期間使用を希望される方は、船揚場と重複して申請できません。

寄港による係留をしたいとき

- ・ 乗員の休憩、燃料・食糧等の補給及び観光等を目的とした使用とします。
- ・ 使用できる漁港は限られます。P17～P18を参照してください。
- ・ 施設の使用時間は原則として24時間以内とします。
- ・ 気象条件、船舟の故障、疾病等やむを得ない理由により延長する場合は、許可を受けた市町村に申し出てください。
- ・ 申し出の日が祝休日で市町村の閉庁日の場合は、他の船舟の妨げにならないよう施設を使用し、直近の開庁日に市町村に事後報告してください。

動力式ゴムボートを使用したいとき

- ・ 使用できる漁港は限られます。P17～P18を参照してください。
- ・ 動力式ゴムボートは、船舶安全法第5条による船舶検査を受け、船舶検査証書及び船舶検査済証の交付を受けている場合に限られます。
- ・ 他の船舶からの視認性を高め事故を防止するため、海面から概ね2メートル以上の高さにオレンジ色の旗を掲げなければなりません。

移動式クレーンにより上下架して使用したいとき

- ・ 使用できる漁港は限られます。P17～P18を参照してください。
- ・ クレーンの資格を有している者が操作することが条件です。
- ・ クレーン付のトラックを使用する場合、駐車場の確保が必要な場合があります。使用しようとする漁港が所在する市町村に問い合わせてください。